

地域ICT推進協議会(COPLI) 第4回 幹事会

1 開会 会長あいさつ

2 役員選任PJの検討結果に基づく議案

(1) 規約について

- ・会員 第4条 2/会員の委員会所属について追記
会員は、原則として第12条に定めるいずれかの委員会等に属することとする。
- ・役員 第5条/役員の人数変更
副会長 2名 (3) 幹事 5名
- ・役員等の選任 第6条/役員選考委員会の追記
役員選考委員会を設ける旨を記載、規程は別途設けることとする。
- ・役員の任期 第8条/再任・重任について
原則として同じ役職に重任しない。
- ・委員会等 第12条/旧12条を削除し、新たに記載
第3条に定める活動を行うため、委員会等を設ける。
2 委員会等に関する規程は、会長が幹事会の承認を受けて、別に定める。
- ・会費 第13条 4/神戸市の負担金について
削除 ※2020年度からは一般会員6万円の会費とする。
活動内容 第3条(9)を追加し、神戸市との連携が継続できるよう関係性を明記する
(文案は神戸市が作成)
- 神戸市共催等、特に連携して実施できる事業については神戸市から情報を貰い、より協力・連携できる方法を探る。
- ・附則 総会にて適用が承認されれば場合、総会開催日から適用の旨を追記。

(2) 委員会等規程の作成 [※委員会等規程\(案\)参照](#)

- ・第3条、第5条の表現変更
選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時まで
→**次回の事業年度終了後の総会**まで
- ・(参考)として掲載している委員会名・所掌事項については別紙へ掲載する。

(3) 選考委員会(案)について

- ・現役員選任方法の検討PJメンバーを軸に、委員長を力宗会長とし、所属メンバーを会員から募集
募集期間: 3/18(水)～3/26(木)
- ・選考委員会メンバーが会長候補となった場合は、会長候補者は委員会から外れる
- ・3/27発足の選考委員会は2020年度の事業執行の為の臨時のものであり、総会決議後に結成された委員会にて、正式な役員選考方法を討議・制定するものである。
- ・総会で決議できるよう、全ての新役員について候補者を絞る

3 2の審議結果に基づき検討する議案

3/27～4/20の期間で役員選考委員会および現事務局にてスケジュールやタスクを共有、連携して案を作成、4/21の幹事会へ諮る。

- (1) 次年度について
 - ① 事務局運営費
 - ② 委員会予算
 - ③ プロジェクト予算
 - ④ その他

- (2) 総会の開催
 - ① 概要
 - 開催日 2020年5月29日(金)を第一候補として会場を探す
 - 場所
 - セミナー(内容と手配者)
 - 冊子、シナリオの作成
 - ② 事業計画
 - ③ その他

- (3) その他、今回の組織体制変更に伴う検討事項

4 閉会 WEB出席者よりひとこと

／以上

次回 幹事会

2020年4月21日(火) 18:30～

WEB会議 または エイツビル8F会議室(ワイズエッグ事務所のビル)にて開催予定

委員会等規程

(制定)

第1条 地域ICT推進協議会規約第12条第2項に基づきこの委員会等規程を定める。

(委員会の名称および所掌事項)

第2条 委員会の名称および所掌事項は、幹事会の承認を経て会長が決定する。

(委員会の構成)

第3条 委員会には、委員長および副委員長をおく。

2 委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。ただし、重任はさまたげない。

3 委員は代理人をもって委員会に出席させることができる。

(委員長および副委員長の委嘱等)

第4条 委員長は、原則として幹事の中から会長が委嘱する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の運営その他会務を統轄する。

3 副委員長は、委員の中から委員長が指名し会長が委嘱する。

4 副委員長は、委員長等を補佐し、委員長等に事故があるときには、その職務を代行する。

(委員長および副委員長の任期)

第5条 委員長および副委員長の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。ただし、重任はさまたげない。

(委員会の招集)

第6条 委員長は、委員会を招集しその議長となる。

2 委員長は必要に応じ、他委員会の委員長の合意のもと、合同委員会を招集することができる。

(プロジェクトチーム)

第7条 会員は、委員会の所掌事項に属さない事業について、プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム等」という。）を結成することができる。

2 プロジェクトチーム等は、チームの中からプロジェクトリーダーを選任しなければならない。

3 プロジェクトチーム等には、プロジェクトリーダーの承認のもと会員以外の者がオブザーバーとして参加することができる。

4 プロジェクトチーム等のプロジェクトリーダーは、総会および幹事会に出席し、活動について報告しなければならない。

5 このほか、プロジェクトチーム等の構成、設置及び運営に関して必要な事項は、幹事会で定める。

(付則)

この規程は、令和2年 月 日より施行する。

(参考)

委員会名	所掌事項
技術向上委員会	産官学連携などを活発にし、会員の技術力の研鑽に資する事項
地域情報委員会	地域の情報化社会の実現に貢献するとともに、地域経済の活性化に寄与する事項
人材育成委員会	次世代を担う地域のICT人材の就職および人材育成に寄与する事項
会員交流委員会	会員相互の交流を通じ、各会員の利益向上に資する事項、他団体との交流
総務委員会	総会・幹事会等の開催、新会員の発掘、広報などの事項